

一般財団法人日本演奏家協会

定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、一般財団法人日本演奏家協会と称する。
英文 *General Foundation Corporation Japan player's Association*

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県鎌倉市に置く。
2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる、これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 この法人は、平成6年11月25日に公布施行された、法律第107号「音楽文化振興のための学習環境の整備等に関する法律」略称（音楽振興法）並びに平成13年12月7日公布施行された、法律第148号「文化芸術基本法」平成30年3月閣議決定した、文化芸術推進基本計画の主旨に基づき、文化芸術がもたらす明るく豊かな国民生活と生涯学習の一環としての音楽学習環境の整備を促進するため、また、広く国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその個性に応じて音楽学習とその評価の機会を得ることが出来るよう、さらに国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これを創造することが出来るよう、非営利事業としてのクラシック音楽コンクール事業を全国（中部地区、関西地区、関東地区）で開催すると共にコンクール入賞者及び指導者によるクラシック音楽の演奏会を企画し音楽文化の発展と国際社会に通じる演奏家の輩出ならびに音楽を通じた生涯学習の促進に寄与し、文化芸術の社会的、経済的価値を創出し民間の文化芸術団体として、我が国が推進する「文化芸術立国」の実現を目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 全国規模のクラシック音楽コンクールの開催
 - (2) コンクール入賞者また、指導者による演奏会の開催
 - (3) コンクール事業を通して開催各地域の音楽文化芸術力活性化のための交流と振興活動
 - (4) コンクール事業を通して審査員（教育者）による、音楽学習環境の整備を推進するための交流
 - (5) クラシック音楽学習環境の整備に関連する事業
 - (6) クラシック音楽の教育事業
 - (7) その他、本財団が掲げる目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年2月1日に始まり、同年1月31日に終了する。

第3章 財産及び会計

(財産の抛出)

第6条 設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、この法人の為に抛出する。

(財産の種類別)

第7条 この法人の財産は、基本財産その他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄付を受けた財産については、その半額以上を第4条1号から5号までの公益目的事業に使用するものとし、その取り扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を受けなければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規定によるものとする。

(財産の管理及び運用)

第9条 この法人の財産の管理運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により、別に定める財産管理運用規定によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達、設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議会に報告するものとする、これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対象表及び損益計算書の付属明細書

(6) 財産目録

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第 12 条 この法人が資金を借り入れようとする時は、その事業年度の収入を持って償還される短期借入金を除き、理事会において議決に加わることが出来る理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとする時も、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第 13 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規定によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める（特定費用準備資金取扱い規定による）。

第 4 章 評議員

(定数)

第 14 条 この法人は、評議員を 3 名以上置く。

- 2 評議員のうち 1 名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第 15 条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について次のイからへに該当する評議員の合計数が総数の 3 分の 1 を超えないものであること
 - イ その評議員及び配偶者又は 3 親等以内の親族
 - ロ その評議員と婚姻届を出していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ その評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であってその評議員から受け取る金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニに掲げる者の 3 親等以内の親族でこれらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体（公益法人は除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）

- ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人又は認可法人
- (3) 評議員のうちには、理事のいずれか 1 名とその親族、その他特殊な関係がある者の数、又は評議員のうちいずれか 1 名及びその親族、その他特殊な関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また評議員には、監事及びその親族その他の特殊な関係がある者が含まれてはならない。

（権限）

第 16 条 評議員は、評議員会を構成し、第 19 条第 2 項に規定する事項の決議に参画するほか、法令で定めるその他の権限を行使する。

（任期）

第 17 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 14 条の定める定員に足りなくなる時は、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬）

第 18 条 評議員には、報酬を合払うことができる。また評議員には、評議員会出席の都度日当を支給することが出来るほか、特別な職務執行の対価として報酬を支給することが出来る。その上限は毎年総額 20 万円を超えないものとする。

- 2 評議員には、その職務を行うために必要な費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定による。

第 5 章 評議員会

（構成及び権限）

第 19 条 評議員会は、すべての評議員で組織する。

- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 役員等の報酬等並びに費用の額の決定及びその規定
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

- (5) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (6) 基本財産及び除外の承認
 - (7) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡、又は公益目的事業全部の廃止
 - (8) 前各号に定めるもののほか一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下法人法という）に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 22 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することが出来ない。

（種類及び開催）

- 第 20 条 評議員会は、定期評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

（召集）

- 第 21 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が召集する。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
 - 4 第 2 項の請求をした評議員は、次の場合には裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく召集の手続きが行われない場合
 - (2) 請求のあった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする召集の通知が発せられない場合

（召集の通知）

- 第 22 条 理事長は、評議員会の開催日の 6 日前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項及び議案の概要を記載した書面により、通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、召集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

（議長）

- 第 23 条 評議員会の議長は、評議員長がこれにあたる。
- 2 評議員長は、評議員会において選出する。

（定数）

- 第 24 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

（決議）

- 第 25 条 評議員会の決議は、法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決の加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 26 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第 27 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
2 出席した評議員及び理事は前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第 29 条 評議員会の運営に関し必要な事項は法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 6 章 役員

(種類及び定数)

第 30 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
- (2) 監事 1 名以上
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とし、1 名を法人法第 197 条が準用する第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第 31 条 理事及び監事は評議員会の決議で選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等以内の親族、その他法令で定める特別な関係にある者の合計数は、理事総数の（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事には、この法人の理事（親族その他特別な関係にある者を含む）及び評議員（親族その他特別な関係にある者を含む）並びに使用人は含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別な関係があつてはならない。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他それに準ずる相互に密接な関係にある者と

して法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

- 第 32 条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたとき理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 4 各理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
 - 5 理事長、副理事長、専務理事、常務理事、理事の権限は、理事会が別に定める理事の職務権限規定による。
 - 6 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 33 条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告書を作成する
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度にかかる計算書類及び事業報告等を監査すること
 - (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認められた時は意見を述べること
 - (4) 理事が不正な行為をし、もしくはその行為をする恐れがあると認めるとき又は法令もしくは定款に違反する事実、もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会および理事会に報告すること
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求することただしその請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は直接理事会を招集すること
 - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものの調査をし、法令もしくは定款に違反し又は著しく不当な事項があると認められるときはその調査の結果を評議員会に報告すること
 - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令、もしくは定款に違反する行為をし又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じる恐れはあるときは、その理事に対しその行為をやめることを請求すること
 - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

- 第 34 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事、また監事の任期は前任者の任期満了の時までとする。
- 4 役員は、第 30 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事の権限義務を有する。

(解任)

第 35 条 役員が次の一つに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し又は業務を怠った時
- (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、これに耐えられないと認められた時

(報酬)

第 36 条 役員は無報酬とする。ただし常勤の役員には報酬を支給することができる。

(役員には、その職務執行の対価としての報酬を支払うことができる。)

- 2 役員には、その職務を行うために必要な費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に対し必要な事項は、評議員会の決議により、別の定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定による。

(取引の制限)

第 37 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引についての重要な事実を開示して理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己または第 3 者の為にするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第 3 者の為にするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における、

この法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前 2 項の取引については、第 50 条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第 38 条 この法人は、役員の法人法第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することが出来る。

- 2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することが出来る、ただしその契約に基づく賠償責任額の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(設置)

- 第39条 この法人に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

- 第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 評議員会の日時及び場所、並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号で定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 第38条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任の限定契約の締結

(種類及び開催)

- 第41条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当するときに開催する。
- (1) 理事長が必要と認めた時
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に召集の請求があった時
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集した時
 - (4) 第33条第1項第5号の規定により監事から理事長に召集の請求があったとき

(召集)

- 第42条 理事会は、理事長が召集する。ただし前条第3項第3号の規定により理事が召集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が召集する場合を除く。
- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を召集する。
 - 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を召集しなければならない。
 - 4 理事会を召集するときは、日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の5日前までに各理事及び各幹事に対して通知しなければならない。

- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく理事会を開催することが出来る。

(議長)

第 43 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定数)

第 44 条 理事長は、理事の過半数の出席がなければ会議を開く事が出来ない。

(決議)

第 45 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

(決議の省略)

第 46 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決の加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた時は、その限りではない。

(報告の省略)

第 47 条 理事又は監事が理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した時は、その事項を理事会の報告することを要しない。

(議事録)

第 48 条 理事会の議決については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(株式の議決権行使)

第 49 条 この法人が所有する租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の適応を受けた株式（出資）についてはその株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

(理事会運営規則)

第 50 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。ただし第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業並びに第 15

条に規定する評議員の選任及び解任の方法について変更することはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず評議員会において議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第15条に規定する評議員の選任及び解任の方法について変更することができる。

(合併等)

第52条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第53条 この法人は、「一般社団・一般財団法人法」第202条に規定する事由及びその他の法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第54条 この法人が、公益認定の取り消し処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときは除く）において、公益社団法人及び公益財団法人等の認定等に関する法律（以下認定法という）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1カ月以内に、評議員会の議決により類似の事業を目的とする他の公益法人、若しくは同法第5条17項に掲げる法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第55条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により、国若しくは地方公共団体、又はこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、若しくは公益認定法5条17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条1項に規定する公益法人等に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第56条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

第9章 事務局

(設置等)

第57条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備え付けの帳簿及び書類)

第58条 事務所には、法令で定めるところにより次の書類を据え置き一般の閲覧に共にするものとする。

- (1) 定款

- (2) 事業報告書
- (3) 事業報告の付帯書類
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書の付帯書類
- (7) 財産目録
- (8) 事業計画書及び収支予算書 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (9) 監査報告書
- (10) 認定、許可等及び登記に関する書類
- (11) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (12) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (13) 運営組織及び事業活動状況の概要、これらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (14) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項のほか事務所には、法令で定めるところにより次に書類を据え置き、それぞれ以下の者の閲覧に供するものとする。

- (1) 評議員会議事録又は評議員会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁記録（評議員及び債権者）
- (2) 理事会の議事録又は理事会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁記録（評議員及び裁判所の許可を受けた債権者）
- (3) 会計帳簿（評議員）

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第 59 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

（個人情報の保護）

第 60 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（公告）

第 61 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむ得ない事由のより電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法をとる。

第 11 章 補足

（法令の準拠）

第 62 条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

附則

- 1 当法人の設立時の評議員は次の通りとする。

氏名 金澤 富江
氏名 白鳥 絢子
氏名 真籠 真理恵

- 2 当法人の設立時理事、設立時代代表理事及び設立時監事は次の通りとする。

設立時理事

氏名 河野 元
氏名 田中 美穂
氏名 木田 宏

設立時代代表理事

氏名 河野 元

設立時監事

住所

氏名 櫻井 淳

- 3 当法人の設立者の氏名及び住所は次の通りである。

設立者氏名 河野 元

住所

設立者氏名 田中 美穂

住所

- 4 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成30年3月31日とする。

以上 一般財団法人日本演奏家協会設立の為にこの定款を作成し設立者が次に記名押印する。

設立者

住所

氏名 河野 元

住所

氏名 田中 美穂

(財産目録)

財産種別 拠出に係る現金

氏名 河野 元 3,000,000 円

氏名 田中 美穂 50,000 円